

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：商工費 項：商工費 目：計量検定費

事業名 岐阜県計量協会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工・エネルギー政策課 管理調整係 電話番号：058-272-1111(内3615)

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,668 千円 (前年度予算額：4,432 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,432	0	0	0	0	0	0	0	4,432
要求額	4,668	0	0	0	0	0	0	0	4,668
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

計量行政における県と計量業界との橋渡し役としての活動に大きく寄与している岐阜県計量協会の事務局長の人件費を補助することにより次項を推進する。

- ・産業経済や県民生活の基幹の一つである計量の信頼性を確保する。
- ・当協会の活動により、計量行政を側面的に支援するとともに業務の推進を迅速かつ円滑に進め、計量検査業務の効果的な補完と計量技術の向上を図る。
- ・当協会が行う計量普及事業に対して補助を行うことで県民への計量思想の普及を柔軟に図る。

(2) 事業内容

- ・事務局長人件費

計量行政に大きく寄与している当協会の事務局長の人件費を補助することで、協会の運営支援を行う。

・【新】民間活用推進事業

平成28年11月に計量行政審議会を取りまとめられた答申「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて」の中で、民間事業者参入促進策の1つとして計量士の活用促進が提言された。しかしながら、当県では特定計量器定期検査における計量士による検査の活用状況が3割程度と他都道府県に比べて低迷している。

一方で、県が直接事業所に出向いて検査を実施する所在場所定期検査は、年々増加傾向となっており職員の負担も増している状況にある。

従って、計量士による検査を促進するため、所在場所検査の一部業務に係る旅費を補助することで、検査手数料を値上げすることなく計量士による検査を実施することが可能となる。

これにより、受検者に負担をかけることなく計量士による検査に移行しやすくすることで、民間活用の推進を図り県計量行政の効率化につなげたい。

また、計量士の仕事が増えることにより、高齢化が進んでいる岐阜県計量協会の計量士に若年層の人材を確保するための一助になることが期待できる。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 県給与条例における再任用者の給与を準用する。
- ・ 計量情報誌発行にかかる県が占有するページ相当分の事業費について、定額で補助する。
- ・ 民間活用推進事業に係る対象経費について、計量士が条件を満たす代検査を行い団体が移動旅費相当を助成した場合に相当の額を補助する。

(4) 類似事業の有無

- ・ 県内に類似団体はない。

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	4,668	事務局長人件費、計量普及啓発並びに民間活用推進事業に対する補助
合計	4,668	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

各県の計量協会に対し、県の業務を委託、職員が職専免により協会の事務を行うなど、協会の事業及び運営に対し、当県よりも深く関与している県が多い。

(2) 後年度の財政負担

県の計量行政の一部を担っている間は、継続的に補助を実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

県内に、当協会に類する団体は存在しない。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県計量協会補助金
補助事業者（団体）	岐阜県計量協会補助金 （理由）計量業界との橋渡し役である当協会の活動に大きく寄与している事務局長の人件費及び活動費を補助することで、計量行政の業務をより迅速かつ円滑に進めることができるため。
補助事業の概要	（目的）計量思想を広く県民に普及し、県民生活の合理化と県産業の発展に寄与する。 （内容）当協会事務局長の人件費補助、計量思想の啓発普及事業、計量新聞発行事業及び民間活用推進事業
補助率・補助単価等	その他 （内容）事務局長人件費相当額 （理由）人件費相当額については、県給与条例における再任用者の給与を準用し算出。
補助率・補助単価等	定額 （内容）計量普及啓発事業費並びに民間活用推進事業費 （理由）計量普及啓発事業費については、年2回発行される「計量ぎふ」にかかる県が占有するページ相当分に基づき算出。
補助効果	<ul style="list-style-type: none"> ・計量の信頼性の確保、計量検査業務の効果的な補完、計量技術の向上、県民への計量思想の柔軟な普及、民間事業者参入の促進につながる。 ・計量器の最新情報の提供による計量器需要の開拓と計量業界の振興及び発展 ・計量思想の普及啓発による計量の適正化 ・民間活用による行政コストの軽減（計量士による代検査
終期の設定	終期令和9年度 （理由）5年ごとに見直し更新

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 県に代わる計量士による代検査の一層の推進

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名		事業開始前 (H10年度 末)	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 目標	終期目標 (R9)	達成率
①大型 計量器 検査台 数	代検査 数 (台)	163	131	87	138	102	46.5%
	全体 (台)		251	186	251	186	
②日本郵政 グループはかり 定期検査達成率 (%)		0	100	100	100	100	100%
③所在 場所検 査	100kg以 下質量 計の代 検査数 (個)					156	-

補助金交付実績 (単位：千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	4,377	4,377	4,119

(これまでの取組内容と成果)

令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 <p>計量協会が主体となって進められている代検査にあつては、県の検査業務負荷の軽減につながっており、非常に効果的な事業である。また、「計量ぎふ」の発行をはじめとした計量普及啓発事業に関しては、行政の補完として機能している。</p>
	指標① 目標：195台 実績：131台 達成率：67.1 %
	指標② 目標：361件 実績：361件 達成率：100 %
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 取組内容と成果を記載してください。 <p>計量協会が主体となって進められている代検査にあつては、県の検査業務負荷の軽減につながっており、非常に効果的な事業である。また、「計量ぎふ」の発行をはじめとした計量普及啓発事業に関しては、行政の補完として機能している。</p>
	指標① 目標：187台 実績：87台 達成率：46.5 %
	指標② 目標：257件 実績：257件 達成率：100%
令和 4 年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標：____ 実績：____ 達成率：____ %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	計量行政における県と計量業界との橋渡しの役割を担い、大型計量器や郵便物等関連事業所の計量器代検査、計量普及啓発事業など、県の計量行政を側面的に支援しており、当協会及び事務局長は必要不可欠なものとなっている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 1	上記の事業により、県の検査業務負荷の軽減をはじめ、県民や業界への計量普及啓発も進んでおり、有効な事業である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	大型計量器の代検査業務や郵便物等関連事業所の計量器代検査については、県が直接実施することに比較すれば効率的に運営されている。また、計量普及啓発の「計量ぎふ」に関しては、業界団体の発行する啓発アイテムとして、記事内容等も業界のニーズが反映され、関係者への配布についても、広く効果的に行われている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 在籍する計量士の高齢化が進んでおり、今後事業を継続していくにあたっては、後継者の育成が課題となってくる。また、計量士の活躍の場を生み出すため、さらなる民間活用の推進に取り組む必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 計量協会が主体となって進められている代検査においては、大型計量器は平均109件以上の台数を行っており非常に効果的な事業といえる。当協会に類似する団体はないため、事業の縮小や統合、廃止をした場合、県の計量行政に係る負担が多大なものとなり、人員増や整備費、維持費等の増加が見込まれる。 計量法に基づく県が行わなければならない定期検査の内、大型計量器の代検査、郵便等関連事業所の計量器代検査及び啓発普及事業を当協会が行っているため、引き続き助成していく。このような事業の取りまとめをしている事務局長の役割は大きい。 また、それに加えて県が実施している所在場所定期検査業務の一部を計量士による代検査に移行することにより、計量行政の効率化及び計量士の活躍の場を広げる取り組みが重要となる。今後も計量協会及び事業の調整を担っている事務局長との連携が必要となる。
